

## 食品の表示に関する一元的な相談窓口の開設について

食品の表示制度については、食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）など複数の法律により規定されていることから、それぞれを担当する窓口への相談、問合せが必要であることなど、その利便性や制度間の整合的運用の問題が指摘されているところです。

このため、食品の表示制度に関する懇談会の中間取りまとめにおいても、消費者や事業者に分かりやすい相談窓口の一元化（ワン・ストップ・サービス）が提案されており、こうした指摘を踏まえ、厚生労働省と農林水産省の連携のもと、相互に担当者を派遣し、下記のとおり、一元的な相談窓口を開設しますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 相談窓口について

名 称	社団法人 日本食品衛生協会 食品安全情報相談室	独立行政法人 農林水産消費技術センター 表示指導第2課
場 所	東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター1階	埼玉県さいたま市北袋町 1-21-2 さいたま新都心合同庁舎検査棟
電 話 番 号	03-3403-4127	048-600-2366
開 設 日 時	毎週月曜日（休日・祝日及び12月 29日から1月3日までを除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	毎週水曜日（休日・祝日及び12月 29日から1月3日までを除く） 10:00～12:00 13:00～16:00

#### 2. 受け付ける相談等の内容

(1) 食品衛生法、JAS法に基づく食品の表示に関する相談

※ 相談内容が景品表示法に関係する場合には、公正取引委員会の担当部署に連絡することとします。

(2) 食品衛生法、JAS法に基づく食品の表示に関する苦情及び違反に関する情報

### 3. 相談開始日

- ・ 社団法人 日本食品衛生協会（食品安全情報相談室）では12月16日（月）から
  - ・ 独立行政法人 農林水産消費技術センター（表示指導第2課）では12月18日（水）から
- それぞれ相談の受付を開始いたします。

### 4. 相談方法

- ・ 原則として御電話による御相談となります（電話番号は、上記1.に記載のとおりです）。
- ・ なお、御来訪の上で直接御相談される必要がある場合には、あらかじめ御電話にてご予約下さい。

注1： 社団法人 日本食品衛生協会においては、これまで、食品安全情報相談室において、毎週月曜日、水曜日及び金曜日に、表示を含む食品衛生全般に関する相談を受け付けておりましたが、今後も引き続きご利用頂けます（電話番号は03-3403-4127）。

注2： 独立行政法人 農林水産消費技術センターにおいてこれまで表示違反等の情報を受け付けてきた「食品表示110番窓口」（フリーダイヤル0120-481-239）、食品に関する一般的な相談を受け付けてきた「相談専用電話」（048-600-2381ほか各地域センターにも設置）についても引き続きご利用頂けます。

## 相談窓口の一元化

(現状)

(食品衛生法)  
厚生労働省、  
日本食品衛生協会、  
保健所等 (食品衛生監視員)  
が相談業務を実施

(JAS法)  
農林水産省、  
農林水産消費技術センター、  
都道府県 (JAS法担当部局)  
が、相談業務を実施

(各法バラバラに相談受付)



(今後の方向)

### ワン・ストップ・サービスの開設

- ・ 社団法人日本食品衛生協会 及び  
独立行政法人農林水産消費技術センターに、試験的に設置
- ・ 実施結果を踏まえ、必要な改善を図る

(食衛法、JAS法を通ずる)

消費者・事業者からの表示に関する相談受付

表示に関する苦情・違反に関する対する情報の受付及び  
関係機関への速やかな回付

情報受発信機能強化による、分かりやすく、適正な食品表示の  
推進